

岐阜県公報

目次

公 示

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

(建築指導課)

ページ

公 示

号外(二) 平成二十九年十一月十三日

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

1 法第五十二条第一項第七号に規定する容積率の限度

2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度

3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度

4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の

高さの限度

5 法別表第三五の項(イ)の欄に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの

限度

二 区域区分の変更を行う市

美濃加茂市

三 区域区分の変更を行う土地の区域

計画図書において表示する区域

四 案の縦覧場所
五 縦覧期間

岐阜県都市建築部建築指導課及び美濃加茂市建設水道部都市計画課
平成二十九年十一月十三日から同月二十七日まで

平成二十九年十一月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社